

児童虐待防止対策の更なる強化を求める意見書の提出について

児童虐待防止対策の更なる強化を求める意見書を次のとおり提出する。

平成30年10月25日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか48名

自民党市議団、公明党市議団、

国民・みらい市議団、京都党市議団、

日本維新の会市議団、無所属(大西)、

無所属(豊田)、無所属(やまざ)、無所属(山本)

平成 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、
総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣 宛て

京都市会議長名

児童虐待防止対策の更なる強化を求める意見書

今般、東京都目黒区で、両親から虐待を受け女児が死亡するという痛ましい事件が発生した。このような虐待事案は、近年、急増しており、平成29年度に全国の児童相談所に寄せられた児童虐待に関する相談件数は13万件を超え、5年前と比べると倍増している。

こうした事態を重く受け止め、政府は平成28、29年と連続して児童福祉法等を改正し、児童虐待防止対策を強化してきた。しかし、今回の事案は、児童相談所が関与していたにもかかわらず、虐待から救うことができなかった。

京都市においては、現行の児童福祉法における配置基準である「各児童相談所の管轄地域の人口4万人に1人」を大きく上回る2.5万人に1人の児童福祉司を配置するなど、児童相談所を中心とした児童虐待防止に努めてきたが、相談件数の急増を受け、児童福祉司の更なる増員はもとより、スーパーバイザー、児童心理司、保健師、弁護士、保健・医療などの専門職の配置など、児童相談所の一層の体制及び専門性の強化と他機関との連携が大きな課題となっている。

虐待から子どもの命を守るためにには、子どもの異変に早期に気付き、虐待の芽を摘むことが何よりも重要である。そのためには児童相談所のみならず、身近な地域における虐待の未然防止はもちろん、子育てに何らかの不安や困難を抱える世帯を広く支援するために、市町村を中心として、関係機関や民間団体等が協働し、虐待の防止に取り組むことが必要である。

よって国におかれでは、こうした痛ましい事件が二度と繰り返されないためにも、児童虐待防止対策の更なる強化に向け、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

- 1 平成28年度に政府が策定した「児童相談所強化プラン」を拡充し、市町村における児童虐待防止体制の強化や、中核市・特別区への児童相談所の設置も加えた児童虐待防止体制を強化するプランを新たに策定するとともに、普通地方交付税措置ではなく、実質的な補助を

行うために必要な財源措置を速やかに講じること。

- 2 児童相談所と市町村の役割分担を更に明確にするとともに、施設やN P O等の民間機関・団体や他の行政機関等との連携を強化して役割分担・協働を加速する「児童相談体制改革」を行うこと。
- 3 児童相談所間及び児童相談所と市町村との情報共有については、仮に転居があったとしても、危機感や支援状況が確実かつ迅速に引き継げるよう、引継ぎの全国共通ルールを定めるとともに、全国からアクセスできるシステムを整備すること。また、児童相談所と警察との情報共有については、必要な情報がタイムリーかつ確実に共有できるようにするとともに、適切かつ効果的に情報共有をすることができるシステムを新たに構築すること。
- 4 全国共通ダイヤル「189」について、児童相談所の相談窓口につながるまでの間に、いまだ半数以上の電話が切れている実態を速やかに検証・分析し、その結果を踏まえ、「189」の通話料の無料化の検討も含め、運用の改善に努めること。
- 5 保育所や幼稚園・学校と情報共有の強化を図ること。学校における児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応や関係機関との連携強化を進めるため、学校の校務分掌に虐待対応を位置付け、教員定数の改善も含め、組織的な対応が可能となる体制の整備を図るとともに、スクール・ソーシャル・ワーカー等の配置を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。